

平成30年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会（第6回）議事録

■日時 平成30年12月17日（月）午後10時00分～午前11時00分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室24

■出席委員

柳会長、平手第二部会長、池邊委員、日下委員、坂本委員、佐々木委員、寺島委員、西川委員、藤倉委員、宮越委員

■議事内容

審議

「江戸川清掃工場建替事業」環境影響評価書案に係る項目別審議

⇒ 日影、景観及び温室効果ガスについて審議を行った。

平成 30 年度「東京都環境影響評価審議会」

第二部会（第 6 回）

速 記 録

平成 30 年 12 月 17 日（月）

都庁第二本庁舎 31 階 特別会議室 24

(午前 10 時 03 分開会)

○真田アセスメント担当課長 それでは、時間でございますので始めさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

事務局から御報告申し上げます。

現在、第二部会委員 11 名のうち 8 名の御出席をいただいております、定足数を満たしてございます。

それでは、第二部会の開会をお願いいたします。

なお、本日、傍聴の申し出がございますので、よろしくをお願いいたします。

○平手部会長 それでは、会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がいらっしゃいますので、東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱第 6 条の規定によりまして、傍聴人の数を会場の都合から 30 名程度といたしたいと思っております。

では、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

○平手部会長 傍聴の方は、傍聴案件が終了しましたら退席されても結構です。

それでは、ただいまから第二部会を開催いたします。

本日は、お手元の会議次第にありますように、「江戸川清掃工場建替事業」環境影響評価書案に係る項目別審議とその他となっております。

それでは、「江戸川清掃工場建替事業」環境影響評価書案に係る項目別審議を行います。

初めに、日影について事務局から説明をお願いいたします。

○森本アセスメント担当課長 承知いたしました。

本日の資料 1 ページをお願いいたします。資料 1-1、日影の項目審議資料でございます。

こちらについては、お手元のベージュ色の評価書案に沿って御説明いたします。

評価書案の 389 ページをお願いいたします。

現況調査の調査事項でございますが、表 8.7-1 に記載の日影の状況など 6 事項でございます。

調査地域は、1 枚おめくりいただきまして 390 ページ、こちらの図 8.7-1 に示すとおりで、冬至日における煙突、地上からの高さ約 150m の影の最大倍率（真太陽時の 8 時及び 16 時で約 7 倍）、こちらを考慮いただきまして 1.5km×3km の範囲としてございます。

調査方法としまして、主要な地点における日影の状況については、天空写真の撮影を行い、

天空図を作成して把握し、調査位置は389ページ、こちらの表8.7-2及び391ページの図8.7-2に示すとおり、計画地敷地境界周辺の4地点としてございます。

391ページをお願いいたします。

こちらの図は日影調査地点図でございまして、赤丸の4つの地点が調査地点として示されてございます。

392ページをお願いいたします。

中ほどでございます。調査結果でございます。

計画地周辺の日影の状況については、計画地の北西側に地上12階建ての共同住宅、それから西側に地上14階建ての共同住宅があり、計画地周辺は平坦地ではございますが、共同住宅などにより日影が生じてございます。

また、日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等の状況については、計画地周辺の公共施設などは、87ページ～89ページの表7.3-8(1)及び(2)、図7.3-8に示したとおりでございます。計画地の南西側に近接して、みどりの郷保育園及び特別養護老人ホーム第二みどりの郷が存在するとともに、計画地の南東側には江戸川区立くつろぎの家がござい

ます。

89ページをお願いいたします。

こちらの図でございまして、⑧がみどりの郷保育園、⑩は特別養護老人ホーム第二みどりの郷、それから計画地の南東側でございまして⑨、こちらのほうに江戸川区立くつろぎの家がござい

ます。

397ページをお願いいたします。

予測でございます。

予測事項は、冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度、また日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数などの日影の状況の変化の程度としてございます。

予測の対象時点は計画建築物などの工事の完了した後の冬至日、予測地域は現況調査の調査地域に準じてございます。

398ページをお願いいたします。

予測結果でございます。

冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度は、冬至日における計画建築物等（煙突を含む）による時刻別日影図は右の399ページの図8.7-4

に、計画建築物等（煙突を含まない）及び計画建築物等（煙突を含む）による等時間日影図は、400 ページ、それから 401 ページの図 8.7-5（1）及び（2）に示すとおりでございます。

図 8.7-5（1）に示すとおり、計画建築物（煙突を含まない）による日影時間は、計画地に隣接する規制対象区域における規制時間内でございます。煙突の日影は図 8.7-4 に示すとおり広範囲に生じるが、煙突の影は狭い幅で移動していることから、その影響は少ないと、また、煙突の高さ（約 150m）及び位置は既存と同じであり、日影の範囲は現況と比べ、ほぼ変わらないとしてございます。

続きまして、日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度でございます。

主要な地点における日影の状況は、402 ページ～405 ページの写真 8.7-1～写真 8.7-4 に示すとおりでございます。工事の完了後における日影時間の変化は以下のとおりとなっております。

みどりの郷保育園及び特別養護老人ホーム第二みどりの郷については、図 8.7-4 に示すとおり、冬至日については計画建築物などによる日影の影響は受けないとしてございます。

江戸川二丁目広場については、写真 8.7-3（地点 3）に示すとおり、日影時間は夏至日で約 65 分、冬至日で約 30 分増加するとしてございます。

江戸川区立くつろぎの家及びくつろぎの家公園については、写真 8.7-2（地点 2）に示すとおり、日影時間はほとんど変化しないとしてございます。

住宅については、写真 8.7-1（地点 1）及び写真 8.7-4（地点 4）に示すとおり、日影時間は地点 1 ではほとんど変化せず、地点 4 では冬至日で約 45 分増加するとしてございます。

少し飛びまして、406 ページをお願いいたします。

環境保全のための措置でございます。

予測に反映した措置として大きく 2 点、1 つに浸水対策のため敷地地盤は 1.6m かさ上げするが、計画する工場棟の高さ（26.4m）は既存工場棟の高さ（28.0m）より低く抑え、周辺地盤からの高さは既存工場と同様とすること、2 つ目に、煙突は既存煙突と同じ高さとするこにより計画地周辺の日影の状況に配慮するとしてございます。

続きまして、評価でございます。

評価の指標は、工事の完了後において、法律及び条例で定める基準としてございます。建築基準法、東京都の条例、それから江戸川区の条例としてございます。

評価の結果のうち、冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況

の変化の程度については、計画地に隣接する地域は、建築基準法、東京都の条例、それから江戸川区の条例に基づく日影の規制対象区域である。

計画建築物（煙突を含まない）による日影時間は、各規制対象区域の規制時間内でございまして、また、煙突による日影時間は、位置、高さが同じため既存とほぼ変わらない。

したがって、冬至日における日影の状況の変化の程度は小さく、評価の指標を満足すると考えるとしてございます。

また、日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度につきましては、計画地に近接する特に配慮すべき施設などとして、計画地の南西側に近接して、みどりの郷保育園、特別養護老人ホーム第二みどりの郷及び江戸川二丁目広場が存在するとともに、計画地の南東側には江戸川区立くつろぎの家及びくつろぎの家公園がある。また、計画地の東から北から北西側にかけて低層の住宅がございまして。

みどりの郷保育園及び特別養護老人ホーム第二みどりの郷につきましては、399 ページの図 8.7-4 に示すとおり、冬至日については計画建築物等による日影の影響を受けないとしてございます。

江戸川二丁目広場については、404 ページの写真 8.7-3（地点 3）に示すとおり、日影時間は増加しますが、計画する工場棟の周辺地盤からの高さを既存と同等に抑えることで、増加時間は夏至日で約 65 分、冬至日で約 30 分にとどまるとしてございます。

江戸川区立くつろぎの家及びくつろぎの家公園につきましては、写真 8.7-2（地点 2）に示すとおり、日影時間はほとんど変化しないとしてございます。

住宅については、402 ページの写真 8.7-1（地点 1）及び 405 ページの写真 8.7-4（地点 4）に示すとおり、日影時間は地点 1 ではほとんど変化しない。一方で、地点 4 では冬至日における日影時間は増加するが、計画する工場棟の周辺地盤からの高さを既存と同等に抑えることで、増加時間は約 45 分にとどまるとしてございます。

したがって、計画建築物等（煙突を含む）による特に配慮すべき施設等への日影の影響は最小限に抑えられると考察してございます。

本日の資料 1 ページにお戻りください。

こちらのページの中ほどよりすぐ下でございます。

都民の主な意見、それから関係区長等の意見はともにございませんでした。

これらを踏まえまして、御担当の平手委員に御検討いただいた結果、意見はございません

でした。

日影の説明は以上でございます。

○平手部会長 日影につきましては、私が担当いたしましたので補足させていただきます。

全覆い仮設テントを設置する期間につきましては。

○森本アセスメント担当課長 まず、全覆いテントの記載については本編の 270 ページの(2)アの(ア)aの「なお」のところの段落ですけれども、「解体・土工事においては、解体する建物と建設機械を覆う全覆いテント等を使用」と記載がございます。

それから、資料編のほうですけども、177 ページの図 8.3-1、こちらのところに全覆いテント等の期間というのが示されてございます。

○平手部会長 今説明がありましたように、全覆い仮設テントというのが工事期間中に、図 8.3-1 に示されますように、大体スタートしてから 6 か月～16 か月、それから 22、23 か月～36 か月までということで、その期間全覆い仮設テントということで、建物を隠すから若干大き目になる。それで、当然のことながら日影にとってはマイナスになりますので、この期間そういうことがあるということを周辺住民の方に十分周知して説明していただきたいということで、ちょっと補足させていただきます。

○森本アセスメント担当課長 はい、ありがとうございます。

○平手部会長 何か質問はございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、特に御意見がないようですので、日影につきましては意見なしといたします。

次に、景観について事務局から説明をお願いいたします。

○森本アセスメント担当課長 承知いたしました。

本日の資料 2 ページをお願いいたします。資料 1-2、景観の項目審議資料でございます。

こちらにつきましては、お手元の評価書案の 421 ページをお願いいたします。

景観についてでございます。

現況調査の調査事項は、表 8.9-1 に記載の地域景観の特性など 6 事項でございます。

422 ページをお願いいたします。

こちらの図、調査地点の図でございますが、図は代表的な眺望点及び眺望状況の調査地点を示すものでございます。

赤丸が計画地から半径 500m の近景の調査地点として 4 地点、緑色の四角が計画地から半径 1,500m の中景の調査地点として 4 地点、それぞれ示されてございます。

右の 423 ページをお願いいたします。

こちらの表に近景域、中景域、それぞれ 4 地点の名称等、選定理由、計画地中央からの方向、計画地中央からの距離が示されてございます。

1 枚おめくりいただきまして、425 ページをお願いいたします。

こちらは圧迫感の状況の調査地点を示す図でございます。黒丸が圧迫感の調査地点として 4 地点示されてございます。

左の 424 ページの表 8.9-4 でございますが、こちらにそれぞれの地点の選定理由、それから計画地敷地境界からの距離が示されてございます。

少し飛びまして、434 ページをお願いいたします。

予測でございます。

予測事項は、工事の完了後において、主要な景観構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度、それから代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度、それから圧迫感の変化の程度の 3 つの事項でございます。

少し下へ参りまして、予測結果でございます。

予測事項の 1 つ目、主要な景観構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度は、計画地周辺は、低層住宅が多く、中高層住宅等の共同住宅等がまばらにあり、小学校等の公共施設も存在してございます。また、公園等も数多く散在し、計画地南側には旧江戸川がありまして、河川環境が隣接した景観特性を有してございます。

本事業は既存の清掃工場を建て替えるもので、工場棟の高さは既存施設が既存敷地地盤より約 28m でございますが、計画施設は工事後の敷地地盤より約 26.4m とし、敷地地盤を 1.6m かさ上げしても周辺地盤からの高さは既存工場と同様とする計画であるとともに、煙突（外筒）は既存煙突と同じ約 150m の計画であり、工事の完了後の主な建築物等は工場棟と煙突であることから、基本的な景観構成要素の変化はなく、地域景観の特性の変化はほとんどないと予測してございます。

続きまして、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度についてでございます。

436 ページの写真 8.9-1 (2) から 443 ページの写真 8.9-8 (2) に示すとおりでございます。

436 ページをお願いいたします。

こちらの写真は、地点 1 江戸川二丁目広場からの現況と将来の景観でございます。下の写真の建替え後の工場棟は一部が現状よりも高くなりますが、周辺地盤からの最高高さを既存工場と同じとし、周辺環境に調和した色合い及び壁面緑化をすることで視認性を和らげてい

ると。煙突（外筒）についても既存煙突と同じ高さとし、環境に調和した色合いとすることで圧迫感の変化を最小限にとどめているとしてございます。

右の 437 ページをお願いいたします。

こちらの写真は、地点 2 江戸川中央公園からの現況と将来の景観でございます。

下の写真の煙突（外筒）は既存煙突と同じ高さとし、環境に調和した色合いとすることで建替え前とほとんど変わらないことが御確認いただけるかと思えます。

1 枚おめくりいただきまして、438 ページをお願いいたします。

こちらの写真は、地点 3 旧江戸川遊歩道からの現況と将来の景観でございます。

下の写真の建替え後の工場棟及び煙突は、周辺地盤からの高さを既存工場と同じとし、周辺環境に調和した色合いとすることで視認性を和らげておりまして、建替え前とほとんど変わらないものとしてございます。

右の 439 ページをお願いいたします。

こちらの写真は、地点 4 源心寺からの現況と将来の景観でございます。

下の写真、煙突（外筒）は既存煙突と同じ高さとし、周辺環境に調和した色合いとすることで視認性を和らげておりまして、建替え前とほとんど変わらないものでございます。

1 枚おめくりいただきまして、440 ページをお願いいたします。

こちらの写真は、地点 5 今井橋からの現況と将来の景観でございます。

下の写真の煙突（外筒）は既存煙突と同じ高さとし、周辺環境に調和した色合いとすることで視認性を和らげておりまして、建替え前とほとんど変わらないものとしてございます。

右の 441 ページをお願いいたします。

こちらの写真は、地点 6 南篠崎たいよう公園からの現況と将来の景観でございます。

下の写真の煙突（外筒）は既存煙突と同じ高さとし、周辺環境に調和した色合いとすることで視認性を和らげておりまして、建替え前とほとんど変わらないものでございます。

1 枚おめくりいただきまして、442 ページをお願いいたします。

こちらの写真は、地点 7 常夜灯公園からの現況と将来の景観でございます。

下の写真の建替え後の工場棟及び煙突は、周辺地盤からの高さを既存工場と同じとし、周辺環境に調和した色合いとすることで視認性を和らげておりまして、建替え前とほとんど変わらないものでございます。

右の 443 ページをお願いいたします。

こちらの写真は、地点 8 南行徳公園からの現況と将来の景観でございます。

下の写真の煙突（外筒）は既存煙突と同じ高さとし、周辺環境に調和した色合いとすることで視認性を和らげており、建替え前とほとんど変わらないものでございます。

建替え後の工場棟及び煙突の高さは既存のものと同じであるため、景観構成要素の変化はなく、眺望に大きな変化を及ぼさないと予測してございます。

444 ページをお願いいたします。

圧迫感の状況でございます。

各調査地点における現況と計画建築物等の工事の完了後の圧迫感の変化の程度はこちらの表 8.9-7、将来の天空写真は 445 ページから 448 ページの写真 8.9-9 (1) から (4) に示すとおりでございます。

現況における圧迫感の状況（形態率）は、約 5.8%～約 16.0%までの範囲にございまして、計画建築物等を含めた工事の完了後における圧迫感の状況（形態率）は、約 6.1%から約 24.3%までの範囲でございます。現況からの計画建築物等の建替えに伴う変化は、約 0.0 ポイントから約 11.1 ポイントまでの範囲にございまして、全体的に増加すると予測してございます。

計画建築物等のみの圧迫感の状況（形態率）は、表の括弧書きの数字でございまして、約 2.2%～約 19.6%までの範囲になると予測してございます。

449 ページをお願いします。

環境保全のための措置でございます。

予測に反映した措置は、工事の完了後において、以下の 4 つの環境保全のための措置を行うとしてございます。

1 つ目に、建築物等の外観意匠については、区の景観計画に定める景観形成基準に基づいた周辺環境と調和したデザインとすること。

2 つ目に、浸水対策の敷地地盤は 1.6m かさ上げするが、計画する工場棟の高さ（26.4m）は既存の工場棟の高さ（28.0m）より低く抑えることで量感を軽減すること。

3 つ目に、煙突（外筒）については既存煙突と同じ高さとするため変化はほとんどなく、周辺環境と調和したデザインとすること。

4 つ目に、計画施設は壁面緑化や工場周辺に高木を設置するなど、可能な限り緑化を図ることとしてございます。

続きまして、評価でございます。

評価の指標については、主要な景観構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の

特性の変化の程度は、江戸川区景観計画に示されている目標「水と緑に育まれた多様な『江戸川らしさ』を活かした景観まちづくり」を評価の指標とすること。

代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度は、江戸川区景観計画に示されている良好な景観形成のための行為の制限等に関する事項を評価の指標とすること。

圧迫感の変化の程度は、圧迫感の軽減を図ることを評価の指標とするとしてございます。
続きまして、評価の結果でございます。

主要な景観構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度については、計画地周辺は全体的に低層及び中層建築物である住宅等が多い地域で、旧江戸川が計画地の南側に隣接して流れておりまして、計画地の南側には新荒川葛西堤防線、東側には王子金町江戸川線など、幹線となる道路が近くを通過してございます。

本事業は、既存の清掃工場を建て替えるものでございまして、計画建築物は敷地地盤を1.6mかさ上げしても、周辺地盤からの高さを既存工場と同様に抑え、煙突についても既存と同じ高さ約150mとする計画で、周辺環境に調和した色合い及び壁面緑化により工事の視認性を和らげることで、江戸川らしさにふさわしい景観構成要素になると考察してございます。

したがって、評価の指標を満足すると考察してございます。

さらに、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度については、周辺地盤からの建替え後の工場棟及び煙突（外筒）の高さは既存のものと同じであるため、基本的な景観構成要素の変化はなく、色彩や形状に当たっては江戸川区景観計画に定める景観形成基準に基づいた外観意匠とするとともに、工場棟の壁面緑化等を行うことにより周囲の街並みと調和のとれた景観を創出でき、眺望に大きな変化を及ぼさないと考察する。

1枚おめくりいただきまして、450ページをお願いいたします。

したがって、評価の指標を満足すると考察してございます。

続きまして、圧迫感の変化の程度でございます。

浸水対策のため敷地地盤は1.6mかさ上げしますが、計画する工場棟は周辺地盤からの高さを既存の工場棟の高さと同様にすることで、計画地近傍における形態率は約0.0ポイント～約11.1ポイントの増加にとどまること。

また、工場棟の色彩や形状に当たっては江戸川区景観計画に定める景観形成基準に基づいた外観意匠とするとともに、壁面緑化等も行い、工場棟周囲には高木等を配置することから、評価の指標である圧迫感の軽減を図ることを満足すると考察してございます。

本日の資料2ページへお戻りください。

こちらのページの中ほどより少し下でございます。

都民の主な意見、それから関係区長等の意見は、ともにございませんでした。

以上を踏まえまして、御担当の平手委員に御検討いただいた結果、意見はございませんでした。

景観の説明は以上でございます。

○平手部会長 ありがとうございます。

基本的には、今、御説明のあったとおりですけれども、若干補足させていただきます。

まず、先ほどの日影と同じに、全覆い仮設テントがある期間設置されますので、その期間については景観に関しても影響が出ますので、地域住民の方に御説明をお願いしたいと、周知、御説明をお願いしたいということがまず第1点。

それから2点目が、景観の評価につきましては江戸川区景観計画というのがベースになっているわけですが、これにつきまして428ページの下から2行目のところに、「大河川景観軸」というのに含まれているということで、それを今度429ページのほうで見ていきますと、ここに景観に特にかかわる内容といたしまして、右側の列の上から6箱目ですね、「建築物は、河川堤防、橋や水上などからの見え方に配慮する」というのがございます。

それで、それぞれちょっと個別の記載を見ていきますと、河川堤防、それから橋にかかわりそうなポイントが地点3、438ページの旧江戸川遊歩道というところと、それから440ページの今井橋というのが多少今回の地点からの内容になっておりまして、その内容には周辺環境に調和した色合いとするというようなことで、周辺環境という言葉がメインになっておりますけれども、先ほど申しましたように、「大河川景観軸」という基準が絡むということですので、やはりこの部分、河川堤防、橋からの見え方に配慮したという書き方に多少ちょっとニュアンスを変えて書いていただいたほうが、より評価の指標に対応するかなと思われまますので、この辺は知事意見とするような内容でもないもので、ここも含めて事務局から御指導いただければと思います。

○森本アセスメント担当課長 はい、ありがとうございます。

平手委員御指摘の全覆いテントの設置期間中の景観についての地域住民の方々への丁寧な説明、それから2点目の江戸川区景観計画の「大河川景観軸」基準、それを踏まえ河川堤防や橋からの見え方に配慮した書き方という2点目のことについては評価書で対応するように事務局からも伝えてまいります。

○平手部会長 それでは、ほかに質問等はございますでしょうか。

藤倉委員、どうぞ。

○藤倉委員 質問なんですけれど、壁面緑化という言葉がたくさん出てくるんですが、26 ページ、一番最初のほうですね、対象事業の目的及び内容の 26 ページにパース図みたいなのがありまして、これを見ると、工場側の 1 階部分の壁のところがちよっとだけ緑色になっているのが多分壁面緑化かなと思うんですけれども、緑化計画というのが 34 ページにありまして、ここを見ると、34 ページ、35 ページにわたって屋上と壁面とベランダ等の建築物上で基準が 900m² 以上で今回 1,562m² をやりますとは書いてあるんですけど、どのぐらいが屋上で、どのぐらいが壁面かというのが全く書いてなくて、あと壁面の例えば高さ、これはどこまでやるんだとかがちよっと見当たらなかったのも、もしあるんだったら教えていただきたいんですけど。

○森本アセスメント担当課長 すみません、明確に委員から御質問をいただいたそれぞれ屋上と壁面のというところの高さ等については、こちらの評価書案のほうで詳細が記載されていない形でございます。

それで、24 ページをご覧いただきたいんですけども、こちらのところに計画立面図というのがございまして、こちらの工場棟の例えば左側の上の西側立面図というところから見ますと、こちらは全体で 26.4m ということなので、ここのところから大体想定しますと数 m 程度かとは思いますが、こちらはちよっと示されていない形でございます。

○藤倉委員 じゃよろしいですか、すみません。

そうすると、景観のところ壁面緑化が親和性を高めるみたいに、随分壁面緑化を理由にしているので、ただ、今、書かれている情報だと、例えば屋上は 99% で壁面が 1% かもしれないような書き方になっていますので、やっぱりどの程度の壁面緑化をする予定だみたいなことは、やはり本来この図書の中に情報として、変わってもいいけれどもあったほうがよいのではないかと思うので、参考までに。あとは会長の御判断にお任せします。

○平手部会長 どうでしょうか。

○森本アセスメント担当課長 委員から御指摘いただいたとおり、その部分は確かにあったほうが、この景観というところについても、視認性をより裏づける根拠となってくると思いますので、可能な限り次の評価書の段階でこうした部分を反映できないか、事業者のほうにまず委員の御指摘のことを伝えまして調整を進めてまいりたいと思います。

○平手部会長 よろしいですか。

ほかに何かございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、そのほか特に御意見がないようですので、景観につきましては意見なしといたします。

次に、温室効果ガスについて事務局から説明をお願いいたします。

○森本アセスメント担当課長 承知いたしました。

本日の資料3ページをお願いいたします。資料1-3、温室効果ガスの項目審議資料でございます。

こちらについては、お手元の評価書案、こちらに沿って御説明いたします。

485ページをお願いいたします。

温室効果ガスについてでございます。

現況調査の調査事項は、表8.12-1に記載の原単位の把握など5事項でございます。

1枚おめくりいただきまして、486ページをお願いいたします。

調査結果でございます。

原単位の把握でございますが、事業の実施に伴い温室効果ガスを排出する要因として、電気の使用、一般廃棄物の焼却、都市ガスの燃焼等が挙げられますが、温室効果ガスの排出等の要因と考えられる行為及び機器ごとの温室効果ガスの種類及び原単位は、表8.12-2に示すとおりでございます。

対策の実施状況については、江戸川清掃工場における平成28年度のごみ処理量は約13.7万t/年、発電量は約5,003万kwh/年となっております。

現在、江戸川清掃工場ではエネルギーの有効利用として、ごみ焼却熱を利用した発電や場内・場外での余熱利用を実施してございます。場外での余熱利用は、近隣の公共施設への熱供給でございます。

489ページをお願いいたします。

予測でございます。

(1) 予測事項は、工事完了後の施設の稼働に伴い排出される温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素）の排出量の程度及び温室効果ガス（二酸化炭素）の削減量の程度について予測してございます。

(4) 予測方法でございます。

温室効果ガスの排出量でございますが、建替え後の施設の稼働を想定した場合のエネルギー（電力、都市ガス）使用量及びごみ焼却量は、表8.12-5に示すとおりでございます。電力

使用量、都市ガス使用量、それからごみ焼却量は、こちらの表に記載のとおりとなっております。

また、温室効果ガス排出の削減量は、温室効果ガスの排出量の削減の施策として、ごみ発電、それから太陽光発電及び場外での余熱利用等を計画しておりまして、それぞれのエネルギー量から温室効果ガスの削減量を算出すると。

建替え後の施設において温室効果ガスの削減に寄与するエネルギー発生量は、表 8.12-6 に示すとおりでございます。ごみ発電量、太陽光発電量、それから余熱利用量、それぞれのエネルギー発生量は、こちらの表に記載のとおりとなっております。

1枚おめくりいただきまして、490ページをお願いいたします。

予測結果でございます。

温室効果ガスの排出量でございますが、建替え後の施設における電力使用等に伴う温室効果ガス排出量は、表 8.12-7 に示すとおりでございます。

また、温室効果ガス排出の削減量でございますが、建替え後の施設におけるごみ発電等による温室効果ガス排出削減量は、表 8.12-8 に示すとおりでございます。

491ページをお願いいたします。

環境保全のための措置でございます。

工事の完了後において、(1) 予測に反映した措置は3点。

ごみ焼却により発生する廃熱を利用して発電を行うこと。

2つ目に、ごみ焼却により発生する熱を廃熱ボイラで回収し、近隣の公共施設へ熱供給すること。

3つ目に、太陽光発電により再生可能エネルギーを活用して二酸化炭素排出量の削減を図ることとしてございます。

また、(2) 予測に反映しなかった措置として5点ございまして、地上部及び屋上における緑化を推進するとともに、壁面緑化を積極的に採用し、二酸化炭素の吸収量の増加及び建物の断熱を図ること。2つ目に、LED照明導入によりエネルギー使用量を削減するとともに、室内への自然光利用などにより再生可能エネルギーを直接活用して二酸化炭素排出量の削減を図ること。3つ目に、ごみ焼却により発生する熱を廃熱ボイラで回収し、工場内の蒸気式空気予熱器などに使用すること。4つ目に、東京都環境確保条例に定める建築物環境計画書制度に従い、工場及び管理諸室には断熱性にすぐれた材料を使用し、空調負荷の低減等による建物の省エネルギー化を図ること。5つ目に、高効率モータなど省エネルギー機器を積極的

に導入することとしてございます。

続いて、評価でございます。

(1) 評価の指標は、関係法令等に基づく方針、計画の内容のうち、本事業の特性に適合する以下に記載の3つの事項でございます。

続きまして、(2) 評価の結果でございます。

計画施設では、電力、都市ガスの使用及びごみの焼却によって、約19.6万t-CO₂/年の温室効果ガスを排出すると予測するが、発電及び余熱利用によって約5.2万t-CO₂/年の温室効果ガスの削減が見込まれ、削減量を見込んだ温室効果ガスの総排出量は、約14.3万t-CO₂/年と予測してございます。

この事業では、エネルギーの有効利用として、ごみ発電及び場外公共施設への熱供給の実施、太陽光等の再生可能エネルギーの積極的な活用、それから屋上や壁面の緑化を行うことによる建物の断熱化、LED照明導入によるエネルギー使用の削減、これらによりまして、事業の実施に伴う温室効果ガスの排出量は可能な限り削減でき、評価の指標を満足すると考察してございます。

本日の資料3ページにお戻りください。

こちらの3ページの中ほどより少し下でございます。

都民の主な意見、こちらはございませんで、関係区長等の意見は、1枚おめくりいただきまして、4ページをお願いいたします。こちらにございます。

関係区長等の意見として、江戸川区長からは、江戸川区では地球温暖化対策のため第2次エコタウンえどがわ推進計画を策定し、区全体から排出される温室効果ガスを2030年度までに150万3,000t-CO₂/年まで削減することを目標としている。計画施設の温室効果ガス排出量が区全体に占める割合は大きく、目標達成に向け、今回新たに導入される再生可能エネルギーによる削減量をより一層高めるよう配慮されたいという御意見でございます。

市川市長からは、敷地内の緑化やエネルギーの有効利用については、地球規模の問題である温暖化対策に資するものであることから、実行可能かつ積極的な措置を講じることという御意見でございます。

以上を踏まえまして、御担当の西川委員に御検討いただいた結果、意見はございませんでした。

温室効果ガスについての説明は以上でございます。

○平手部会長 それでは西川委員、何か補足することはございますでしょうか。

○西川委員 評価書の中並びに資料編の計算過程などについて、よく確認させていただきました。

積み上げられた数字については、特に問題がないなというふうに判定したわけですが、ちょうど先週 COP24 も終わったというところで、温室効果ガスのこういった数字的なものというものが、ちょっと大き過ぎてなかなか分かりづらい部分もありますので、今回の評価の指標の中で数字に基づいていろいろな関係条例とも照らし合わせた過程がちょっと見えなかったということで、事務局のほうには、例えば、先ほどの関係区長の意見からの江戸川区長からの意見の中で、第2次エコタウンエドがわ推進計画の中の数字的な事柄並びに環境省の「廃棄物処理部門における温室効果ガス排出抑制等の指針 マニュアル」というものに、いわゆる1tごみを焼却するものに対してどのくらい温室効果ガスが排出しているかと、こういった指標がございますので、ちょっと定量的な確認を行っていただきましたので、その確認結果について補足していただけますか。

○森本アセスメント担当課長 第2次エコタウンエドがわ推進計画についてですが、この削減目標150万3,000t-CO₂/年の内訳についてですけれども、エネルギー起源、産業部門が20万9,000t-CO₂/、それからエネルギー起源、産業部門の民生家庭部門が55万9,000t-CO₂/、それからエネルギー起源、産業部門の民生業務部門が29万6,000t-CO₂/、それからエネルギー起源、産業部門の運輸部門が30万3,000t-CO₂/となっており、それから非エネ、廃棄物部門が7万8,000t-CO₂/、その他ガスとして6ガスが5万7,000t-CO₂/と示されております。

○西川委員 それと事業との関係性といえますか。

○森本アセスメント担当課長 指針との関係性でしょうか。

○西川委員 指針との関係性です。

○森本アセスメント担当課長 委員御指摘の温室効果ガス排出量抑制等指針、こちらとの関係性についてですが、東京都が示している優良特定地球温暖化対策事業所の認定基準などを目安としているということで、これに基づいて取組を行っており、当該指針については特段配慮は行っていないということです。

なお、参考までに指針に基づき算定すると、目安の値は満足しているということについて事業者のほうから伺っております。

○西川委員 というように、非常に注目も高くなってきている項目でございますので、その過程をなるべく遠慮しないで評価書のほうに記述していただきたいという希望があります。他の事業との書きぶりの整合性というものがあろうかと思っておりますけれども、今後は、評価の

指標と評価結果に対する関係性というのを、なるべく透明化していただく努力をしていただきたいと思います。

なかなか評価は表現方法が難しいところがございますので、意見としてはちょっと非常に曖昧な表現になってしまいますので、私からのコメントということで継続してお願いしたいと思っております。

○森本アセスメント担当課長 ありがとうございます。

○平手部会長 では、今のは西川先生の御意見としてよろしくお願いたします。

○森本アセスメント担当課長 はい。

○平手部会長 ほかに何かございますでしょうか。

佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員 1点教えていただきたいんですけども、23区の中には、サーマルリサイクルとしてプラスチックも燃焼してしまう区とそうでない区と分かれていると思うんですけども、江戸川区の場合はどちらに当たるのか。

その辺も二十三区清掃一部事務組合のほうで、そういったプラスチックも燃焼するところの場合でサーマルリサイクルをしてどれくらい削減できるかとか、今次々と建替えが進んでいるわけですけども、そういった評価をしっかりとしていくことで、今後ごみをどうやっていくべきかというのも見えてくると思いますので、その辺、質問とお願いをしたいと、評価をしっかりといただければと思います。

○森本アセスメント担当課長 まず、御質問いただいた23区のサーマルリサイクルを行っている区とそうでない区につきまして、江戸川区は、こちらについてはサーマルということですけども、23区全体の内訳については、申し訳ございません、確認ができてございませんので、また確認して御連絡させていただければと存じます。

○平手部会長 よろしいですか。

○佐々木委員 はい。

○平手部会長 それでは、ほかに何か。

藤倉委員、どうぞ。

○藤倉委員 ちょっと質問なんですけど、一般廃棄物の焼却の原単位がごみ組成調査の結果をもとに「炭素分が全て二酸化炭素になるものとして算出」となっているんですけど、これはバイオマス分を差っ引かなくていいのですか。

生ごみというか、要するに植物、動物由来のものというのはカーボンニュートラルですの

で、ごみからの CO₂ 排出に横浜市なんかはカウントせずに CO₂ 排出量を算出しているんだと思うんですけど、これは要は生ごみも全部入っているんで、逆に過剰な算出になってないかというのを、技術指針はどうだったのかなというのもあるんですけど。

○森本アセスメント担当課長 資料編の 264 ページです。こちらをお願いいたします。

こちらの 8.12-4 計画施設と既存施設との温室効果ガス総排出量の比較(参考)というところの上から 4 段落目ですけども、こちらに「東京都環境影響評価技術指針では「二酸化炭素については、木材、厨芥類等のバイオマス起源のものを含む」としている。表 8.12-6 に示す温室効果ガス排出量は、東京都環境影響評価技術指針に基づき算出」ということでございまして、技術指針に基づくものとして示されてございます。

○藤倉委員 はい。

それで、その下の段落にあるように、多分一般的にはバイオマス由来は除くので、アセスとしてはちゃんと全部算出するよでいいんですけど、ただし、そのうちの何%かはバイオマス由来なので本来カーボンニュートラルだよとかいうのは書かなくていいんでしょうかね。

というか、さっきの江戸川区の指針はどこまで入れているんだろうというのも、ちょっと疑問に思うところなんですけど。

○森本アセスメント担当課長 1 点目の御質問についてですけども、こちらの資料編のほうで技術指針に基づく算出ということで、記載がございまして、こうしたところをもう少し具体におっしゃった点について示せないかということについては、事業者のほうと調整は進めてまいりたいと思います。

○西川委員 ちょっと私も記憶なんですけど、恐らくバイオマス由来のものはカウントしてないと思うんですね。そうすると、結果としては安全側に出ているはずなんです。その辺は、どのような組成の廃棄物が持ち込まれて、どのように処理されているかという不確実性がかなり含まれてしまっていますから、今後は事後報告などの中でごみの組成がかなりわかってきますので、参考値としてバイオマス由来の分がどのくらい含まれているとか、そういったことを明確にしていただくと、恐らくこれが稼働し始めるまでには少し時間がありますので、その間に評価の仕方とかをかなり熟度を上げていただいて、透明性のある評価、自己評価書になることを切望するところです。よろしくをお願いいたします。

○平手部会長 よろしくをお願いいたします。

宮越委員、どうぞ。

○宮越委員 1 点教えていただきたいんですが、489 ページで表 8.12-6 のように、「エネルギー

一発生量」と書いてあって、ここでは施設稼働後のものについて予測結果が示されていると思いますが、現状の、今ある既存の焼却場と比較してどうなんでしょうか。

というのは、関係区長等の意見においても、再生可能エネルギーの削減量であるとかエネルギーの有効利用についてコメントされていますので、その点が現状と比較してどうなのかというのが、ちょっと気になったのですが、もし分かれば教えてください。

○森本アセスメント担当課長 資料編の 265 ページをお願いいたします。

こちらの表 8.12 - 6 のほうの上から大項目の 3 項目目ですけども、「温室効果ガス削減量」という、このところのごみ発電、それから太陽光発電、余熱利用と。計画施設が左側、右側が既存施設という形での対比となっております。

ごみ発電については計画施設のほうが大きくなり、それから太陽光発電についても同じように大きくなり、余熱利用については、計画施設、既存施設はともに変わらない形と示されています。

○平手部会長 よろしいですか。

○宮越委員 分かりました。

○平手部会長 ほかに何かございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、特に御意見がないようですので、温室効果ガスにつきましては意見なしとさせていただきます。

それで、本日予定いたしました審議は全て終了いたしましたけれども、何かほかにございますでしょうか。

特にないようですので、これで第二部会を終了させていただきます。皆様、どうもありがとうございました。

傍聴人の方は退場してください。

(傍聴人退場)

(午前 11 時閉会)

○平手部会長 事務局から何か連絡事項等ございますか。

○真田アセスメント担当課長 それでは、今後の審議会の日程について御連絡いたします。

12 月でございます。

第一部会につきましては開催はございません。

総会なんですけど、日時が 12 月 21 日金曜日午前 10 時から都庁第二本庁舎 31 階特別会議室

27 でございます。

総会後の現地視察は、今回はございません。

引き続きまして、来年の1月でございます。

第一部会、日時が1月24日木曜日午後3時30分から都庁第二本庁舎31階特別会議室23でございます。

第二部会でございます。1月25日金曜日午後3時30分から都庁第二本庁舎31階特別会議室23でございます。

総会でございます。日時が1月31日木曜日午前10時から、会場は、まだちょっと今のところ未定でございます。

今回の1月の総会につきましては、現地視察が1カ所ございます。東武鉄道東上本線（大山駅付近）連続立体交差事業でございまして、12月の総会で諮問予定の案件でございます。

日程につきましては以上でございます。

本日は、長時間、審議のほうありがとうございました。

（午前11時03分閉会）